Inter Partes Review

America Invents Actにより、新しいinter partes review(当事者系再審査)が2012年9月16日から有効となっています。2011年9月16日から2012年9月16日の間には暫定的な *inter partes* reexaminationがありました。

改正前には、再審査請求を受理するか否かが、引用された従来技術が「substantial new question of patentability」をもたらすか否かに基づいて判断されていました。改正後の inter partes reexaminationでは、再審査請求が「a reasonable likelihood that the requester will prevail with respect to at least one of the claims challenged」を十分に証明していれば再審査請求が受け入れられることになりました(RLP基準)。この基準は現在のinter partes reviewに引き継がれていますが、その他に、今のinter partes reviewは様々に異なる点が有り、2012年9月16日までの1年間に急いでなされたinter partes reexamination請求が多かったそうです。

現在のinter partes reviewになって大きく変わったものとして、請求費用があります。 3倍以上にあがりました。たとえば、最初の20クレームを再審査してもらうためには\$27,200(約250万円)かかります。その費用の高さに驚かされますが、その代わり速く処理されるようです。Inter partes reexaminationでは審決までの期限がなかったのですが、inter partes reviewでは12カ月以内に判断されます。

上記RLP基準は、改正前の基準である「substantial new question of patentability」との違いが明確ではありません。法改正時の

Trials@uspto.gov Paper. 15
571-272-7822 Date: January 9, 2013

UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

BEFORE THE PATENT TRIAL AND APPEAL BOARD

GARMIN INTERNATIONAL, INC. ET AL.
Petitioner

v.

Patent of CUOZZO SPEED TECHNOLOGIES LLC
Patent Owner

Case IPR2012-00001 (IL)
Patent 6,778,074

Before MICHAEL P. TIERNEY, Lead Administrative Patent Judge, JAMESON
LEE and JOSIAH COCKS, Administrative Patent Judges.

LEE, Administrative Patent Judge.

DECISION TO INITIATE
TRIAL FOR INTER PARTES REVIEW

BACKGROUND

Petitioner Garmin International Inc. et al. requests inter partes review of claims 1-20 of US Patent 6,778,074 (7074 Patent) pursuant to 35 U.S.C. §§ 311 et seq. The Patent Owner, Cuozzo Speed Technologies LLC, has waived its right to

コメントによりますと、別の再審査プロセスである post grant review の「more likely than not」基準(すなわち、確率50%基準)より、*inter partes* reviewの方が緩いそうです。いずれにせよ、基準が明確でなくケース・バイ・ケースで決められることになるのですが、それは仕方ないと思われます。

先月、米国特許庁審判部が興味深いinter partes review請求を受理しました。ニュージャージー州裁判所で行われている特許侵害訴訟に関連するもので、防衛のため被告が、原告特許の請求項が無効であると主張してinter partes reviewを請求したのです。

訴訟では、請求項の表現「a speedometer *integrally attached* to said colored display」が論点になっています。*Inter partes* review 請求では、被告は「integrally attached」の意味として、訴訟で原告が主張した解釈を使

(12) United States Patent

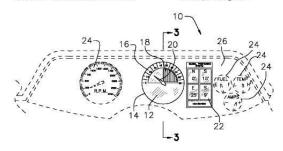
(54) SPEED LIMIT INDICATOR AND METHOD FOR DISPLAYING SPEED AND THE RELEVANT SPEED LIMIT Giuseppe A. Cuozzo, 17 Maple St., Bloomfield, NJ (US) 07003 Subject to any disclaimer, the term of this patent is extended or adjusted under 35 U.S.C. 154(b) by 114 days. (57) ABSTRACT (22) Filed: Mar. 18, 2002 (51) Int. Cl.⁷ (52) U.S. Cl. (58) Field of Sec 340/441; 340/905; 340/985

(10) Patent No.: (45) Date of Patent:

340/441, 905, 40/438, 901, 988; 701/117, 119, 202 References Cited U.S. PATENT DOCUMENT 4,315,295 A * 2/1982 Zocholl . D270,339 S * 8/1983 Boleis ... 4,935,850 A * 6/1990 Smith, Jr.

20 Claims, 3 Drawing S

US 6,778,074 B1



うべきだとしました。ところが、請求受理に 際し審判部は、侵害訴訟で議論された解釈で はなく、特許明細書の記載に基づいた解釈だ けが関係のある解釈であると判断しました。

すなわち審判部は、特許明細書をベースに して、「a speedometer *integrally attached* to said colored display」を「物理的に繋がっ ている二つの別な部材」を意味するものと狭 く解釈したのです。被告が採用した先行技術 文献には、速度計とカラー表示とを備え持つ 1つの一体物が開示されています。これは、 a speedometer *integrally attached* to said colored display」には相当しないと審判部は 明示しました。

この判断は、inter partes review請求の受 理の際のものにすぎず、本件の実体審理はこ れからです。が、上記判断に鑑みると、被告 がinter partes reviewで負ける気配が感じら れます。

これはニュージャージー州裁判所で行われ

- 1. A speed limit indicator comprising:
- a colored display to delineate which speed readings are in violation of the speed limit at a vehicle's current
- a speedometer integrally attached to said colored display;
- a display controller connected to said colored display, wherein said display controller adjusts said colored display independently of said speedometer to continuously update the delineation of which speed readings are in violation of the speed limit at a vehicle's present location.

ている侵害訴訟にどんな影響をもたらすので しょうか?

この判断が維持されて、被告がinter partes reviewで負けたとしても、これは被告に とって嬉しい結果になるのかもしれません。 被告の製品は速度計とカラー表示とを備え持 つ1つの一体物であれば、侵害裁判の方では 非侵害を勝ち取れるようなのです。

Inter partes reviewでの判断は判事を拘束 しませんが、影響を与える可能性は高いで す。それを期待する被告が、最初から負ける ことを承知で、侵害訴訟で原告が主張してい る広い解釈を使うべきだとinter partes reviewで主張したのであれば、それは大変 に巧妙な戦略だったといえるでしょう。

筆者紹介

ネルソン・グラム

U.S. Attorney (Virginia Bar), Global IP Counselors, LLP 所属。

1981年米国バージニア州生まれ。ジョージ・ワシントン 大学 (DC) で国際関係論を学びながら、ウルグアイ大 使館でインターン。卒業後、2003年渡日、香川県三野町 (現在三豊市) の国際交流協会で一年勤務。うどんが大 好物となる。帰国後、ジョージ・メーソン大学ロース クール卒。2008年8月からGlobal IP Counselors, LLP に弁護士として勤務。趣味は読書、運動。好きな言葉は 「鳴かぬ蛍が身を焦がす」。